法科大学院 定期試験「受験者心得」【CBT (Computer Based Testing)】

【試験場入室までの準備】

1．受験者は、試験に用いるPC等の端末（以下、使用端末とする）として、Windows11もしくはMacOS 15(Sequoia) 以上を搭載した端末と、その充電コードを、各自で用意しなければならない。PCの用意が難しい等の場合は、試験の２週間前までに大学院チームに相談のうえ手続きを行うことで、大学が準備したPCを使用することができる。当日のPC貸与の申し出には対応しないので注意すること。なお、試験中、使用端末の故障や受験者用アプリケーションの不具合が生じ、解答が続行できない場合は、当該受験者については直ちに紙媒体による解答方式に切り替えて試験を続行することになる。

2．使用端末のキーボードは、事前に日本語入力に設定しておくこと。また、使用端末はライトモードに設定すること。

3．試験中は、使用端末をUTokyo Wi-Fiに接続しなければならない。UTokyo Wi-Fiのアカウント情報を、各自で紙に控えておくこと。なお、アカウント情報が使用端末に記憶されている場合であっても、当日機器のトラブル等が発生した場合は、アカウント情報が必要となる。

4．使用端末のOSに応じて、必ず最新版のCBTの受験者用アプリケーションをインストールし、正常に動作することを事前に確認しておかなければならない。また、当該アプリケーションのログインに必要なIDとPWを、各自で紙に控えておくこと。

5．紙で控えたUTokyo Wi-Fiのアカウント情報、及び受験者用アプリケーションのIDとPWについては、試験場に持参しなければならない。これらの情報を控えた紙は、当日、機器のトラブル等が発生した場合に必要となる。必要となった場合は、監督者の立会いの下で、これらの情報を控えた紙に限って、確認することを許可する。

6．使用端末の辞書登録（ユーザ辞書）に登録しているデータは、試験場に入場する前に削除しておかなければならない。試験中、辞書登録した単語や文章等を利用すること等は、不正行為として固く禁止する。

7．使用端末において、PC の動作をカスタマイズする常駐アプリケーション（AutoHotKey や PowerToys 等）の設定や操作を行っている場合は、事前に解除すること。試験中、ホットキー、マクロ等を利用した入力の自動化・簡略化を行うことは、不正行為として固く禁止する。

8．試験の際は使用端末の種類にかかわらず、覗き見防止フィルターを使用端末に装着することが必要である。覗き見防止フィルターは各自用意し、試験場に持参すること。用意できない場合は、大学が準備するフィルターを、試験科目ごとに毎回、試験場で貸与することができる。ただし、各自の使用端末のサイズに適合するフィルターを貸与できるとは限らない。

9．当日までに、下記【受験上の注意事項】をよく読んでおくこと。

【受験上の注意事項】

1．受験者は、試験開始の定刻２０分前までに試験場に到着し、１５分前には必ず入場していなければならない。

2．試験場内の座席は、監督者が指示するところに着席しなければならない。

３．受験者は、入場の際、学生証を必ず監督者に提示して入室しなければならない。
学生証は、着席後、ケース等から取り出し、机上の監督者が見やすい場所に置かなければならない。

４．着席後は、使用端末に覗き見防止フィルターが装着されていることを各自で確認すること。フィルターの貸与を希望する者は、監督者に申し出ること。貸与されたフィルターは丁寧に扱い、試験終了後速やかに返却すること。

５．受験者は、持ち込みを許可されたもの以外の書籍・ノートの類を机上に置いてはならない。
六法や使用端末等のケースも机上に置いてはならない。なお、六法の持ち込みが許可されている場合、六法は冊子とシステムの両方で閲覧することができる。

６．受験者は着席後、各自で使用端末を UTokyo Wi-Fi に接続すること。試験中は使用端末を UTokyo Wi-Fi に接続したままにしなければならない。

７．受験者用アプリケーションにログインする際は、使用端末に複数のデスクトップが立ち上げられていないことを確認すること。また、受験者用アプリケーションのみを開き、その他のアプリケーションやブラウザ、システム通知等の画面はすべて閉じなければならない。なお、試験中は使用端末の充電残量を確認することはできないが、充電コード等を使用して、使用端末を充電しながら試験を受験して構わない。

８．受験者用アプリケーションへのログイン後、該当科目の「受験」ボタンを押すこと。「受験」ボタンを押すと操作マニュアルが表示されるので、「内容を確認しました」の欄にチェックを入れて、試験開始の合図まで待機すること。受験開始キーは、試験開始の合図で監督者が板書の上読み上げる。その後、各自で受験開始キーを入力し、「開始」ボタンを押して、解答を開始すること。

９．試験中、使用端末において辞書登録した単語や文章等を使用すること、及び、ホットキー、マクロ等を利用した入力の自動化・簡略化を行うことは、不正行為として固く禁止する。

１０．試験中、使用端末において複数のデスクトップを立ち上げる、使用端末以外の機器との通信を行う等、自分の受験者用アプリケーション以外を見たり操作したりすることは、一切してはならない。これらの行為は不正行為として固く禁止する。なお、これらの操作をシステムが感知した場合、解答画面がロックされ、解答を続けることができなくなることがある。

１１．携帯電話、スマートフォンおよびスマートウォッチ等のウェアラブル端末は、電源を切り、カバン等にしまわなければならない。これらを時計として使用すること、及び、使用端末とテザリングをして使用することはできない。

１２．問題用紙は、紙で配布する。問題用紙は切り離してはならない。カンニングペイパーと見誤られ、不正行為と認定される恐れがある。

１３．受験者は、試験開始定刻後３０分経過するまでは、退場することができない。
試験を放棄する場合には、答案に「放棄」と明記（入力）し、その答案を監督者の立会いの下、提出しなければならない。試験を放棄する場合には、手を挙げて監督者に申し出ること。
試験開始定刻後は遅刻者の入場は認めない。ただし、特別の事情により遅刻した者については、試験開始定刻後３０分以内までに限り、その入場を認めることがある。

１４．受験者は、入室後または試験中、監督者の許可を得ないで試験場外に出てはならない。
なお、試験終了５分前から試験終了までの間は、退場することができない。また、１つの科目

の試験において、択一式と論文式の２種類の試験が行われる場合、試験と試験の間の時間も同様である。

１５．所定の試験時間以内に答案を提出しなければならない。所定の試験終了時刻になると、答案は自動で提出されるが、途中で答案を提出する場合には、監督者の立会いの下、提出しなければならない。途中で答案を提出する場合は、手を挙げて監督者に申し出ること。なお、答案に、「自分は再履修者である。」等、解答に関係なく受験者を特定できる事項を記載してはならない。そのような記載のある答案は無効となる。試験場内においては、すべて監督者の指示に従わなければならない。

１６．試験は公正に行なわれなければならない。これに反する行為は不正行為である。不正行為は絶対に行ってはならない（試験における不正行為は東京大学学生懲戒処分規程により懲戒処分の対象となりうる行為である。）。
このことは受験者の守るべき規律として当然のことであるが、本専攻の試験に際しては、この点を特に注意してほしい。
六法等の持ち込みを許可された場合も、書き込みのあるものの持ち込みは不正行為である。

＜付記・CBT の仕様について＞

１．受験者用アプリケーションでの解答中に不具合が起きた場合は、すみやかに監督者に申し出てください。

２．キーボードの Function キーは押さないようにしてください。意図せず Wi-Fi 接続が切れてしまうなど、受験に影響を及ぼす可能性があります。

３．タッチパッドを使用して、画面やアプリケーション等の切り替えの操作をしないでください。不正な操作と感知され、解答画面がロックされてしまう恐れがあります。万が一、誤ってロックがかかってしまった場合は、監督者に申し出てください。受験者に不正行為がないかを確認の上、監督者がロックを解除します。

４．以下の挙動は受験者用アプリケーションの仕様です。不具合ではないので、解答を継続してください。

・文字入力と入力した文字が画面に反映されるまでの間に、若干のタイムラグが生じることがあります。

・英字・算用数字混じりの文章を入力した際、変換・確定するとカーソルが文末以外の箇所に移動してしまうことがあります。

・Shift キーを押しながらアルファベットを入力すると、Enter キーを押すたびに改行されます。

・漢字変換の候補が、答案用紙の色と同化し、見えづらいことがあります。

・文章の途中に文字を追加・削除する際、カーソルの次（右）の文字が意図せず青くハイライト（選択）された状態になり、入力した文字でハイライト部分が上書きされたり、デリートキーで文字が連続して削除されたりすることがあります。

＜付記・六法について＞　１．持ち込みが禁止されることのある「解説・判例付き六法」と

は、たとえば次のものがそれにあたります。

判例六法（有斐閣）、判例六法 Professional（有斐閣）、模範六法（三省堂）、
模範小六法（三省堂）、判例付き法務六法（三省堂）

「解説・判例付き六法」の持ち込みが禁止された場合に持ち込むことのできる六法は、たとえば次のものがそれにあたります。

ポケット六法（有斐閣）、六法全書（有斐閣）、デイリー六法（三省堂）、
司法試験用六法（第一法規 又は ぎょうせい）

２．特別に許可された場合を除き、持ち込み許可物への書き込みは一切禁止されます。

六法における受験科目以外の部分への書き込みも不正行為となります。このため、勉強の際に書き込みをした場合は、試験に際して持ち込み用にさらにもう一点用意する必要があります。